

2009年3月31日
郵便事業株式会社

心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に関する報告について

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄)は、平成20年12月26日(金)、総務大臣から、心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に対して当社が講じた対策等について、本年3月末から3月毎に1年間報告するよう求められており、本日、報告書を提出いたしました。当社といたしましては、再発防止策を確実に実施し、制度の適正運営の確立及び定着を図ることにより、サービスの向上とお客様の信頼回復に努めてまいります。

報告の概要は、次のとおりです。

1 調査制度の検証

不適正利用の発生原因となった制度上の問題点に対し種々の対策を講じ、3月1日(日)から実施しました。内国郵便約款の変更認可を要する施策については、3月2日(月)に認可を受け、所要の周知期間を経て6月1日(月)から実施します。

2 社員教育

心身障がい者用低料第三種郵便物制度及びその適正運用の重要性について、社内の各種会議、ミーティング及び研修を通じて社員教育を徹底します。

3 業務手続遵守のための体制の整備

第三種郵便物の承認条件に係る調査事務の実施体制を増強するとともに、一連の主要な取扱内容ごとに社内各部署における検査者、検査責任者及び監督責任者を明示して責任体制を明確化しました。

4 前回報告(H20.12.24)後における措置状況

(1) 有料発売条件の具備

年間差出通数が100万通以上の「16件」※とともに先行して有料発売条件具備に関する調査を実施していた「5件」については、いずれも有料発売条件を具備していませんでした(承認取消し3件、廃刊届提出2件)。

※ いずれも有料発売条件を具備せず、承認取消し11件、廃刊届提出5件。前回報告済み。

残り「196件」のうち、有料発売条件を具備していないものは、3月30日時点で見つかっていません。(ただし、有料発売条件を具備していないものではないが、最近の発行実績がないことによる承認取消し1件、今後の発行又は差出予定がないことによる廃刊届提出10件あり。)

なお、発行人から提出された資料に不備があるため照会中のものが3月30日時点で9件あります。

(参考)

平成 20 年 10 月 1 日時点の承認件数		216 件※
承認取消し	有料発売条件不具備	14 件
	発行実績なし	1 件
廃刊届提出	有料発売条件不具備	7 件
	発行又は差出予定なし	10 件
平成 21 年 3 月 30 日時点の承認件数		184 件
(有料発売条件につき資料に不備あり照会中)		(うち 9 件)

※心身障がい者団体が発行する定期刊行物ではないことが分かった 1 件を除く。

(2) 公共機関発行の証明書の再提出

公共機関発行の証明書を確認できなかった 65 件中、3 月 30 日時点で証明書の再提出済み
が 51 件、再提出がないものが 2 件ありました。(既に承認取消済み等により再提出の対象外
のものが 12 件あり。) 未提出の 2 件については、現在、証明書の提出準備中です。

5 その他

次のとおり、契約当事者である心身障がい者団体及び現時点で判明している不適正利用に関
与した関係者に対し、差額※を請求する旨の内容証明郵便を発送しました。今後、先方の対応、
事実関係の判明状況等の動向を見つつ、必要に応じて法的措置をとる予定です。

	対 象	請求額	内容証明発出
①	「16 件」の障がい者団体	総額約 48.9 億円	平成 20 年 12 月
②	障がい者団体以外の関係企業	総額約 29.7 億円	平成 21 年 2 月
③	「5 件」の障がい者団体	総額約 0.36 億円	平成 21 年 3 月

障がい者団体への請求 (①+③) 総額約 49.3 億円

障がい者団体以外の関係企業への請求 (②) 総額約 29.7 億円

※ 本来収納すべき額(定形郵便物の最低料金(80円)に最大割引率(48%)を適用した額に、現在までに判明
している各刊行物の差出通数を乗じて算出した額)と、心身障がい者用低料第三種郵便物として既に支払われ
た額との差額。

以 上